

河川等災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「河川等災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 公募日 平成31年3月14日
2. 担当官等 中国地方整備局 日野川河川事務所長 西 博之
3. 協定概要
 - (1) 協定名 河川等災害応急対策活動等に関する基本協定
 - (2) 活動場所 国土交通省日野川河川事務所が管理する河川、砂防、海岸、ダムにおける災害応急対策活動等への協力を原則とする。
 - (3) 活動内容 日野川河川事務所管内の河川、砂防、海岸、ダムの所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のため、建設機械、資材及び労力等の提供により応急対策活動を実施するものとする。
 - (4) 協定期間 平成31年5月1日～平成32年4月30日
4. 応募資格
応募資格は、以下のとおりとします。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 中国地方整備局における平成31・32年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を単体で受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
 - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (5) 平成16年度以降に元請けとして完成・引渡が完了した日野川河川事務所が発注した「一般土木工事」又は「維持修繕工事」において一件以上の施工実績を有すること。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上である

ること。ただし、乙型JV（異工種JV）の同種工事の施行実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。なお、当該実績の工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事、中国地方整備局における平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

（6） 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「監理技術者制度運用マニュアル二一四（2）、（3）」による。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・1級建設機械施工技士
- ・技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

（7） 基本協定資格確認申請書（基本協定資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（8） 鳥取県西部地方生活圏内に建設業法の許可を有する本店（社）が所在すること。

5. 区域毎の基本協定締結者数

区域毎の基本協定締結者数は以下のとおりを原則とする。

- ・河川（日野川、法勝寺川）の区域・・・・・・10者程度
- ・砂防（別所川、清山川、大江川、白水川、小江尾川、船谷川、俣野川）の区域
・・・・・・5者程度
- ・海岸（皆生）の区域
・・・・・・2者程度

・ダム（菅沢）の区域 ・・・・・ 2者程度

6. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、4. に掲げる応募資格を満たしている者と行う。なお、協定は最大3区域まで応募可能とするが、締結出来る区域は原則として1区域とする。ただし、災害状況によっては日野川河川事務所管内とする。
- (2) 各区域の基本協定締結者数に対し、希望者数の少ない区域から順に選定を行う。
- (3) 当該区域において、希望者数が重複した場合には、希望順位の高い者から選定を行う。
- (4) さらに、同一希望順位が複数者ある場合については、以下の順位で選定を行う。
 - ①本店の所在地が、河川の区域は米子市・日吉津村・南部町・伯耆町、海岸の区域は米子市・境港市、砂防の区域は伯耆町・江府町、菅沢ダムの区域は日南町・日野町にある者
 - ②平成31・32年度の一般土木の格付けの高い者
- (5) 希望者の無い区域は、当該区域を対象として申請全者に再度意思確認を行う。

7. 担当部局

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千678
国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所 保全対策官
TEL 0859-27-5484(代表) 内線541
FAX 0859-27-2348

8. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される者は、下記資料を作成し提出すること。

- ①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】
- ②過去の施工実績【別記様式2】

※平成16年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した日野川河川事務所が発注した一般土木または維持修繕工事において一件以上の施工実績について記載すること。

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出すること。

- ③総括的に管理する技術者の資格【別記様式3】

※総括的に管理する技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。

- ④担当区域希望調査票【別記様式4】

※基本協定についての希望区域は最大4区間まで応募可能とし希望順位を記載すること。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

- ①提出方法：申請書の提出は、郵送（書留に限る。必着のこと。）とする。
- ②受付期間：平成31年3月14日（木）から平成31年4月5日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③提出場所：7. に同じ。

（3）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合には、書面（様式は自由）により提出すること。

- ①提出方法：書面を郵送により提出すること。FAXでも可。
- ②受領期間：平成31年3月14日（木）から平成31年4月5日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③提出場所：7. に同じ。

（4）（3）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

- ①期間：質問を受理してから適宜に、平成31年4月5日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ②場所：7. に同じ。

（5）その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となる。
- ②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。
- ④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めない。